

仕様書

1 品名 コンビニ交付サービス対応キオスク端末

2 数量 2台

3 選定機種

	メーカー名	型番
(1)	富士フイルムビジネスイノベーション株式会社	ApeosStation C3551 KT
(2)	シャープ株式会社	MX-3631DS
(3)	京セラドキュメントソリューションズ株式会社	TASKalfa3554ci(MC)

※上記3種のいずれか

4 仕様

4.1 コンビニ交付サービス対応キオスク端末

行政キオスク端末本体及び証明書交付サービスに必要な周辺機器を含むものとする。

(1) 基本機能

- ア J-LISとの契約により委託されるコンビニ交付サービスが可能であること。
- イ 有効な利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカード又はスマホ用利用者証明用電子証明書を搭載済みのスマートフォン (iPhone/Android) を使用し、証明書交付サービスの利用ができること。本機能が標準機能以外で追加費用が発生する場合には、その費用も含むこと。
- ウ 旭川市以外のコンビニ交付に参加している他自治体の証明書も発行できること。
- エ コンビニ店舗で安定稼働している実績があること。
- オ 同一端末上でモノクロ・カラーに対応したコピーサービス等の機能追加が可能であること。

(2) 端末ハードウェア及び設置要件

- ア 操作パネルは、サイズが15インチ以上のタッチパネルディスプレイであること。
- イ 操作画面に個人情報が表示される仕様であることから、のぞき見防止のため、後方から見えにくいよう、通常操作パネルは水平に近い構造となっていること。
- ウ 車椅子使用者が操作可能であること。また、証明書、レシート排出口及びつり銭排出口は、車椅子使用者が自身で取り出せる位置にすべて配置されていること。
- エ コインキャッシャーは、10円硬貨、50円硬貨、100円硬貨、新旧500円硬貨及び新旧1000円札が使用可能であること。
- オ コピー用紙は、A3、A4、B4及びB5の各サイズをセット可能な給紙装置を有すること。

カ 連続複写速度（A4横）は、モノクロ・カラーともに35枚/分以上の速度を有すること。

キ 証明書交付やコピー等のレシートを発行でき、落下防止を考慮したパーシャルカット（中央一点残し）方式又は自動切断（オートカット）方式であること。

ク 証明書印刷用紙と他のコピー用紙との混在を避けるため、証明書専用のA4用紙トレイを固定し、コピーサービスで利用するA4用紙（再生紙など）とは自動判別（都度操作を行わず）にて出力が可能であること。

ケ 第三者による用紙の持ち去りを防止すること及び機器本体へのいたずら防止対策を講じること。

コ 行政キオスク端末は、鍵により容易にこじ開けられないよう構成され、第三者がアクセスすることを物理的に排除できること。

(3) 機能要件・耐久性

ア 行政キオスク端末のプログラムについては、操作できる者及び操作権限を限定するとともに、強固なパスワードを設定し、鍵により保守員以外が行政キオスク端末にアクセスすることを物理的に排除するなど、適切なアクセス制御を行うこと。なお、市職員は行政キオスク端末のプログラムを操作できない仕組みとすること。

イ 証明書の印刷終了時、取り忘れを防止するため、ディスプレイ画面による誘導及び音声ガイダンスによる注意喚起を行う機能を有すること。

ウ 納品後5年間、機器の耐用年数、部品供給状況、メーカーの保守体制等を考慮し、安定的な稼働が見込めるものであること。

4.2 通信回線

J-LISの定めに基づき必要となるECセンターの構築及び行政キオスク端末とECセンター間における閉域性の確保された専用回線の敷設を含むものとし、ネットワーク機器等のインフラ提供を含むものとする。

- (1) 行政キオスク端末とECセンターとの通信回線は、閉域LTE通信であること。
- (2) 閉域性の確保された専用回線を使用し、外部からのアクセスを排除すること。また、回線はモバイル回線であること。
- (3) 端末提供会社のデータセンターとのネットワークは、ファイアウォール等により通信の安全性を確保すること。
- (4) ネットワーク機器は施錠管理を行い、第三者のアクセスを排除すること。
- (5) 提供する回線及びネットワーク機器の状態について、常時監視を行うこと。

4.3 監視カメラ

- (1) 行政キオスク端末の操作時や人が立ち寄った時のみ録画する機能を有し、操作者の

- 顔が判別できる映像を記録できること。また、併せてその時刻を確認できること。
- (2) 録画した映像を保管するハードディスクドライブ搭載のレコーダーを有すること。
なお、映像を再生する際は別途モニタを用いて行うものとする。再生用モニタは本調達に含めないが、レコーダーのディスプレイ出力インターフェースはHDMIに対応していること。
 - (3) 録画した映像は、ハードディスクドライブ搭載のレコーダーに6か月間の記録保持が可能であること。また、記録用メディアには盗難防止の措置が講じられていること。
 - (4) 監視カメラは、5年間の保守に対応していること。

5 納入条件

5.1 運用環境整備

- (1) 行政キオスク端末の稼働を保守受託事業者が監視できる機能を有すること。
- (2) 転倒防止措置、結露対策等の設置環境対策を講じること。
- (3) 設置場所の環境を考慮し、必要と認められる付属品は併せて調達すること。
- (4) 設置場所により電源工事が必要となった場合には、庁舎管理者へ確認し対応すること。
- (5) 証明書の交付日時等（個人情報を含まない。）をログとして6か月間記録保持し、利用実績をWebで確認できること。また、必要時に交付一覧表をダウンロード及び印刷可能であること。なお、職員の負担を考慮し、メールを利用した確認は不可とする。また、利用実績を確認可能なWebより自庁内設置機の他市町村分も含めた証明書交付出力実績の当日分が確認できること。
- (6) 日付指定で証明書発行実績の情報を取得可能であること。また、取得した情報内に発行元の自治体番号の情報が確認可能であること。発行実績は、自庁内設置機の他市町村分も含めた証明書交付出力実績の当日分が確認できること。
- (7) 初期動作及び証明書交付サービス開始時に最低限必要となる消耗品（レシートプリンター用ロール紙、専用コピー用紙等）を含むこと。
- (8) 操作方法を掲示することが可能であること。
- (9) 設置スペースは、監視カメラシステムを含め、幅 2,500mm、奥行 1,100mm、高さ 2,000mm 以内であること。
- (10) 作業責任及び導入支援
 - ア 導入にあたっては作業計画書を作成し、市と打合せの上、承認を得ること。作業時には施設内設備への養生を十分に行い、破損等の際は現状復旧を行うこと。作業に伴う廃材等はすべて持ち帰ること。
 - イ J-LISが定める疎通試験及び運用試験の実施支援、並びに導入に必要な書類作成、職員への操作説明等のサポートを行うこと。
 - ウ 設置時には、全ての機器が正常に動作することを確認できるようテスト項目を設

定し、動作確認を実施すること。

5.2 個人情報保護等

本調達の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律、旭川市情報セキュリティポリシーその他関係法令等を遵守すること。

5.3 その他特記事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、本市と受注者が協議の上、決定するものとする。

6 提出書類

受注者は、調達機器の納入時に、次の書類をそれぞれ紙媒体 2 部及びデータ一式で提出するものとする。

- (1) 行政キオスク端末操作マニュアル
(起動、終了、用紙補充、つり銭補充の方法等を含む。)
- (2) 証明書交付等運用マニュアル
- (3) 監視カメラ操作マニュアル
- (4) 調達機器の利用者用操作マニュアル
- (5) 調達機器一覧表（納品書）

7 納入期限

- (1) 納入期限は、令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月）とする。
- (2) 前号の納入期限までに、サービス開始前に必要となる準備作業、納入・設置作業、導入確認、連動テストその他必要な作業を完了していること。
- (3) 当該機器の稼働開始予定日は、令和 8 年 1 2 月 1 日（火）とする。

8 納入場所

- (1) 旭川市役所総合庁舎（1 階）〒070-8525 旭川市 7 条通 9 丁目 1 台
- (2) 旭川市役所神楽支所（1 階）〒070-8003 旭川市神楽 3 条 6 丁目 1 台

9 担当課

旭川市 7 条通 9 丁目 4 8 番地総合庁舎 6 階
旭川市行財政改革部 行政 DX 課 担当：戸田
電話：0 1 6 6 - 2 5 - 6 2 0 5